

感対第 86 号
令和 4 (2022) 年 4 月 26 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染対策徹底の周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

本県の新規感染者数は、人口 10 万人あたり 200 人程度で推移するなど、依然として高い水準が継続しており、今後、旅行など行楽やイベント・買い物などの移動や外出の機会が増える時期となることを踏まえれば、予断を許さない状況が続くものと考えられます。

一方、病床使用率は 2 割を下回りレベル 1 となるとともに、重症病床使用率も低い水準が継続し、中等症者数も減少傾向にあるなど、医療提供体制への負荷は低い状態となっています。

さらに、重症化リスクの高い高齢者の新規感染者数が少ない状態が継続していること等を総合的に勘案し、警戒度はレベル 2（警戒を強化するレベル）を維持することとしました。

その上で、引き続き、医療提供体制の状況を注視しつつ、感染再拡大防止に向けた取組を進めることとし、特に、ゴールデンウィークに向けて、基本的な感染対策の徹底等を改めて県民・事業者呼びかけることとしました。

つきましては、貴団体員等に対し、別添について周知していただきますようお願いいたします。

また、積極的疫学調査を重点化した結果、感染者が発生した施設の特定が困難となっていることや、診療・検査医療機関の拡充などにより体調不良時の受診が一般化したことなどを踏まえ、令和 2 (2020) 年 9 月より運用して参りました「とちまる安心通知」の運用を令和 4 (2022) 年 6 月末をもって終了することとしましたので、併せて御周知くださるようお願いいたします。

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 0570-666-983

警戒度レベル2における対応

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和4(2022)年4月11日(月)～
- ③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

県民に対する協力要請① (特措法第24条第9項)

【感染リスクの低減を図る取組】

● 基本的な感染対策の徹底の継続

- ワクチン接種者含め、「マスク着用」・「会話する＝マスクする」・「手洗い」・「ゼロ密」・「換気」等の実践
- 外食の際は、とちまる安心認証店など、感染対策が徹底された飲食店を利用し、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を避ける
- 症状等がある場合などには、保健所等による濃厚接触者の特定等を待つことなく、出勤、登校等の自粛を含めた感染対策を自主的に講じる

● 人との接触機会の低減

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛
- 同一テーブルでの会食は4人以内(※)
- 会食は2時間以内とする

※ワクチン・検査パッケージ/対象者全員検査による緩和は当面の間行わない

県民に対する協力要請② (特措法第24条第9項)

【慎重な移動】

- 県内・県外問わず、移動に際しては特に基本的な感染対策を徹底
- 移動先での感染リスクの高い行動を控える

事業者に対する働きかけ

- ・ テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施
- ・ 感染拡大防止のための適切な取組の実施
- ・ 基本的な感染対策の徹底
 - 手洗い・手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策
 - 「会話する＝マスクする」運動への参加
 - 「居場所の切り替わり」(休憩室・更衣室・喫煙室等)への注意
- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底
- ・ 重症化リスクのある労働者（高齢者、基礎疾患を有する者等）、妊娠している労働者及びそうした者が同居家族にいる者に対して、本人の申出に基づく在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の配慮
- ・ 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施
- ・ 事業継続計画（BCP）の点検・見直し及び策定

● イベントの開催に関する協力要請【特措法第24条第9項】

【開催に必要な要件】

- ① 全てのイベントにおいて「イベント開催時における必要な感染防止策」を主催者が徹底すること。
参加者もそれを十分理解するとともに、イベント前後の活動においても基本的な感染対策を徹底し、また、直行直帰をすること
- ② イベントごとに「チェックリスト」または「感染防止安全計画」を作成すること
 - ・ 5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては「感染防止安全計画」を策定し、県所管課による確認を受けること
 - ・ それ以外のイベントについては「チェックリスト」を作成し、HP等で公表すること（終了後1年間保管）
- ③ 下記の人数上限等に沿った規模とすること

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

		収容率	人数上限
チェックリスト作成のみ	大声なし※3	100%以内※1	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	大声あり※3	50%以内※2	
「感染防止安全計画」策定・実施		100%以内 「大声なし」の担保が前提	収容定員まで

※1 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※2 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保すること。間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること

※3 「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」を大声と定義する。

ゴールデンウィークに向けてのお願い

「ゴールデンウィークは、普段会わない親族や友人と会う機会が多くなります。」

会食ルール

- ◆ 会食は**同一テーブル4人以内、2時間以内**としてください。

ワクチン接種・検査受検

- ◆ 感染リスク低減のために**ワクチン3回目接種**を積極的にご検討ください。
- ◆ 高齢者等のハイリスク者と会うときは**自ら検査を受けることを検討**してください。
- ◆ 帰省など普段会わない人と会うときは、**自ら「ワクチン3回目接種」又は「出発前の検査」を行うとともに、相手方へもお勧め**ください。

※検査は「ワクチン・検査パッケージ等を利用するための検査」を利用することができます。
詳しくは県のホームページやお住まいの都道府県のホームページをご確認ください。

ゴールデンウィークの受診方法

発熱等の場合、

○ かかりつけ医等最寄りの医療機関に電話相談

○ かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡できない場合、

A 受診・ワクチン相談センター（コールセンター）に連絡
→ 診療・検査医療機関を案内します

B 県ホームページから受診可能な診療・検査医療機関を調べて連絡

GWも24時間
対応

受診・ワクチン相談センター
TEL 0570-052-092

栃木県 診療・検査医療機関



無料の検査について（概要）

① ワクチン・検査パッケージ等を利用するための検査

検査の目的

社会経済活動を行うにあたり、ワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組のために必要な検査

無料となる対象者

- ・ ワクチン3回目接種**未了者**
- ・ ワクチン3回目**接種済み**であるが、対象者全員検査等及び高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合

※**いずれも、無症状者のみ**

検査の方法

県の登録を受けた検査拠点(薬局等(※))において、**原則対面**で実施

検査の種類

抗原定性検査（簡易キット検査）

※PCR検査等を利用する場合を、10歳未満の受検、高齢者・基礎疾患を有する者等との接触を予定している場合に限定

無料の期間

R4.6.30まで

② 感染拡大傾向時等の検査

検査の目的

知事が、特措法第24条第9項等に基づき、「不安を感じる無症状者は、検査を受ける」ことを要請し、それに応じていただくことにより陽性者の早期発見・早期治療につなげるための検査

無料となる対象者

知事からの要請により、検査を受検する住民の方(ワクチン接種者含む)
※**無症状者のみ**

検査の方法

県の登録を受けた検査拠点(薬局等(※))において、**原則対面**で実施

検査の種類

PCR検査等・抗原定性検査（簡易キット検査）

※ 検査拠点により異なります

無料の期間

知事が要請する期間

R4.5.31まで（今回延長）

○検査拠点は県HPに掲載（R4.4.26時点 190箇所）

<注意事項>

- ・ 発熱などの症状がある方は、**医療機関を受診**してください。
- ・ 無料検査で陽性となったときは、必ず**医療機関を受診**し、医師の診断を受けてください。

ゴールデンウィーク期間中における臨時の無料検査拠点の設置について

ゴールデンウィーク期間中における

①無料検査事業の検査需要の増加

②旅行や帰省など県外に行く場合の感染拡大を防止する観点 から
不特定多数者が集まる場所に臨時の無料検査拠点を設置

■設置場所

J R 宇都宮駅 東西自由通路

■期間・設置時間

令和4(2022)年4月28日(木)～5月8日(日)

8時～18時

■検査の種類

抗原定性検査

とちまる安心通知の運用終了について

「とちまる安心通知」の概要

<仕組みと役割>

①施設がQRコード掲示
利用者は来訪毎に読込

②不特定多数の者が利用する
施設で感染者が発生
③濃厚接触者の特定が困難

④通知配信
QRコード読込を行った、
感染者と同時間帯の施設利用者

⑤保健所への相談・症状発現
時の医療機関受診を促す

<運用開始日> 令和2年9月4日

<通知配信実績> なし

運用開始以降の状況の変化や診療・検査体制の強化等を踏まえた検討

- ・オミクロン株による感染者急増により、積極的疫学調査を重点化したため、詳細な行動履歴調査は行っておらず、②の施設特定が困難
- ・診療・検査医療機関の増加、受診・ワクチン相談センターによる案内により、体調不良時の受診が一般化
- ・感染拡大時等の無料検査制度により、自ら検査を受検することが一般化

6月末をもって「とちまる安心通知」の運用を終了する。

感対号外
令和4(2022)年4月26日

とちまる安心通知 利用事業者 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

とちまる安心通知の運用終了について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止への取組につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本県では、とちまる安心認証制度の普及など社会状況の変化や、診療・検査体制の強化等を踏まえ、令和2(2020)年9月より運用して参りました「とちまる安心通知」の運用を令和4(2022)年6月末をもって終了することといたしました。

とちまる安心通知を御利用いただきましたみなさまには、7月1日以降、掲示していただいているQRコード、説明ポスター等の掲示の取りやめ、参加者、来店者などへのQRコード読み込みの呼びかけ終了をお願い申し上げます。（複数店舗、会場などを申請されている場合は、全店、全会場で御対応をお願いいたします。）

また、「とちまる安心認証店」のみなさまにおかれましては、とちまる安心認証事務局が運営するHP「とちまる安心認証 認証店の検索」の「推奨する項目」から、7月1日以降は「とちまる安心通知」の項目が削除されますので御了承ください。

今後とも、感染防止対策に御協力をお願いいたします。

詳細はこちら↓

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hokeneisei/kansen/hp/tochimaruanshintsuuchi.html>

<問合先>

栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
9時00分～17時00分（土日祝日を除く）
TEL 0570-666-983